

5. 駐車場管理細則

(総 則)

第1条 この細則は多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第15条の規定により、団地内の駐車場用地を有料駐車場として運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の制限)

第2条 駐車場の利用者は当団地の居住者等名簿に記載され、自動車を所有する組合員及びその同居家族、並びに占有者及びその同居家族（以下「居住者等」という。）とする。

2 駐車場を利用できる自動車は、乗用車又は貨物兼用乗用車とし、利用台数は1戸につき1台に限るものとする。ただし、駐車場に空きがある場合はその限りではない。

3 居住者等が身体障害者（1級～4級）の場合、駐車場を優先して利用できるものとし、各組合員はこれを認めるものとする。その他の者を含めた車両の優先順位は下表のとおりとする。

駐車場優先利用順位

優先利用順位	対 象 車 両
1	身体障害者（1級～4級）の居住者等が所有あるいは使用し、もっぱら身体障害者のために使用する車両
2	居住者等が使用する車両（車検証の所有者または使用者の名義が居住者等）
3	新規購入で契約日から2ヶ月以内に居住者等の名義で所有可能な車両
4	居住者等が自ら運転する居住者等の名義でない車両（例えば法人名義の車両）ただし、法人名義であっても、車両の所有者又は使用者の住所が申請者と同一であるなど、自宅を事業所の本拠として個人事業を営む居住者等の車両は区分2として扱う。
5	優先利用順位2又は4の利用資格に該当する2台目以降の車両

(利用申込)

第3条 駐車場の利用を申し込む者は別に定める「自動車駐車場利用申込書」に必要事項を記載のうえ、車検証のコピーを添付して理事長に提出するものとする。

2 組合費等、使用料金及びその他管理組合に納入すべき費用を、駐車場利用申し込み時に滞納している者は、申し込み資格がないものとする。

(申込の審査)

第4条 理事長は、前条の規定により駐車場の利用申込をうけたときは理事会において抽選その他理事会の定める方法により、その適否を決定する。

2 資格に満たない申込者が判明したとき、理事長はすみやかにその旨を該当者に通知する。

(駐車契約)

第5条 理事長は、前条の規定により駐車場の利用者を決定した時は、当該利用者と別に定める自動車駐車契約を締結する。

2 前項に規定する契約の条項は、①駐車位置及び駐車場使用の証明、②駐車料金及び支払方法、③敷金、④賠償義務、⑤免責、⑥義務、⑦利用権の譲渡禁止、⑧駐車料金の変更、⑨解約、⑩契約の解除、⑪契約の更新、⑫契約の期間、とする。

(解約届)

第6条 利用者が自動車駐車契約を解約するときは、あらかじめ別に定める「自動車駐車場解約（又は予告）届」を理事長に提出するものとする。

(駐車場利用証明書の発行)

第7条 理事長は自動車駐車契約を締結したものに対し、「自動車の保管場所確保等に関する法律」(昭和37年法律第145号)に基づき、自動車の保管場所確保の証明書を発行する必要があるときは、当該証明書を発行するものとする。

(駐車料金)

第8条 駐車料金は下記の通りとする。

- 一 1台目 : 4,000円/月
- 二 2台目以降: 10,000円/月

2 駐車料金は、自動車の種類等により区分し、設定することができる。

(駐車料金の変更)

第9条 理事長は自動車の保護安全のため、駐車場内外の施設に改善を施したときは、これに要した費用は1ヶ月の予告期間をもって現行駐車料金に加算することができる。

(駐車料金の支払)

第10条 利用者は、毎月の末日までに当月分の駐車料金を理事会又は受託者が定める方法により支払うものとする。ただし、月の途中で契約する場合又は1ヶ月以上前の解約申告で月の中途解約となった場合の駐車料金は、1ヶ月を30日として日割り計算(10円未満の端数は四捨五入)して得た額を支払うものとする。

(敷金)

第11条 理事長は、自動車駐車契約を締結する際には、利用者から敷金として駐車料金の3ヶ月分を徴収し、当該利用者が解約したときは返還する。ただし、この場合において、敷金には利子をつけないものとする。

(利用規則)

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 駐車場は、契約車両の駐車以外の目的に使用しないこと
- 二 駐車場内に、引火物、危険物、臭気を発する物等の持ち込みをしないこと
- 三 駐車場内では、喫煙や火気の取扱いはしないこと
- 四 駐車場内及び利用者の駐車区画に、形状及び大小の如何を問わず物品を留置しないこと
- 五 駐車場内に建物及び構築物を設置しないこと
- 六 駐車場指定場所に駐車する場合は、ライン内に整然と駐車し、隣接車両との適切な間隔を確保すること
- 七 駐車場内及び団地敷地内においては、騒音防止に努め、必要以上の暖気運転をしたり、他の利用者や団地居住者に迷惑や損害をかけないこと
- 八 駐車場利用者は、互いに協力、協調して事故の防止に努め、夜間にあつては前照灯を減光し、最徐行するなど安全運転を励行すること
- 九 団地敷地内アプローチ及び道路等には駐車しないこと
- 十 共同水栓による洗車はしないこと
- 十一 契約内容に変更を生じた場合には、速やかに管理組合に届けでること

十二 やむを得ず契約車両以外を駐車するときは必ず管理組合に届け出ること

十三 標識その他駐車場内規則等については管理組合の指示に従うこと

(契約書等)

第 13 条 この細則に規定する自動車駐車契約書、利用申込書又は解約届の書式及び駐車場利用規則等は、理事会が決定し、又は変更するものとする。

(来客用駐車場の利用)

第 14 条 駐車場に空きがある場合は、理事会で来客用駐車場を定めることができる。当団地に用事のある者は誰でも無料で利用することができるが、訪問先として号棟号室居住者の氏名を明記した「来客用駐車証」を車のフロントに掲示するものとする。

(空き駐車場の短期利用)

第 15 条 当団地居住者等の家族・親族等及び当団地で業務を行う工事業者等が、駐車場を連続して1日以上利用する際、空き駐車場を利用することができるものとする。

2 前項の駐車料金は利用者区分に応じ下記の通りとする。

- 一 居住者の家族・親族、知人等の来訪者：150 円/日
- 二 居住者の依頼に基づき来訪するリフォーム業者等：150 円/日
- 三 不動産仲介業者など当団地内で許可を得て業務を行う事業者：500 円/日
- 四 管理組合が委託する修繕、改良工事等の事業の受託者：無料
- 五 居住者と契約する訪問介護、訪問看護等の医療・福祉サービス事業者：無料

3 第1項に関する利用申込書、利用規則等は、理事会が決定し、又は変更するものとする。

(業務委託及び委託の範囲)

第 16 条 理事長は、この規則に基づく業務を第三者に委託することができるものとする。

2 前項の業務委託の範囲は、駐車場の管理に付帯する業務並びに駐車料金及び敷金の徴収、保管及び返還に係る事務とする。

(駐車料金の処置)

第 17 条 駐車料金の収入金は、規約第 31 条の規定に基づき処置するものとする。

附 則

この細則は、2021（令和3）年5月31日から施行する。

(1984〔昭和59〕年3月17日 施行)

(1987〔昭和62〕年 改正)

(1997〔平成 9〕年5月11日 改正)

(2002〔平成14〕年5月12日 改正)

(2010〔平成22〕年3月 7日 改正)

(2011〔平成23〕年3月 6日 改正)

(2017〔平成29〕年5月14日 改正)

(2021〔令和 3〕年5月30日 改正)

駐車場・自転車置場配置図

2021(令和3)年5月修正

- Ⓟ 駐車場
- ⊠ 自転車置場

